

補助金調書

補助金名	文化財保存事業費補助金(防災)			担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化財部文化財保護 (TEL711-4666)
交付先	団体	指定文化財所有者	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	・当該補助事業を行っている団体が限定されているため。 ・他の補助制度による補助を受けていることが前提となっている上乗せの補助金であるため。				
補助開始年度	昭和52	年度	経過年数	36	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	国指定の重要文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、市民の文化の向上に資するため、経費の一部について補助を行うもの。 国指定重要文化財にかかる防災設備保守点検業務に対して費用の一部を補助する。				
補助金の終期	平成28	年度	延長回数		回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 県費補助対象経費(消火栓設備・自動火災報知器・避雷設備・漏電火災警報設備)を基準とする。 補助対象経費の1/4以内			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	3(3) 件	3 件	3 件	
	194 千円	194(194) 千円	194 千円	188 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	国指定重要文化財にかかる防災設備保守点検業務				
補助金交付 による効果	防災設備の適切な維持管理が行われたことにより、重要文化財の適正な保存が図られた。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。